下諏訪商工会議所 観光案内所

委託販売　規約

1. 下諏訪商工会議所の会員事業者・入会予定者であること。

1. 納入体制が整っている。また、適正な価格設定であること。

１）売り切れ時、速やかに補充ができること。

２）商品に対する市場価格にあっているか。

1. 商品の魅力について、買い手にアピールする事が可能であること。
2. 商品のイメージに合った販促物を設置することができる。
3. SNSの発信ができる
4. 月に一度程度は、対面販売を行う。
5. 下諏訪らしさを感じられる商品である事。
6. 下諏訪温泉をイメージさせる商品
7. 諏訪湖、八島湿原など
8. 宿場、中街道、甲州街道
9. 神社・仏閣、祭り、食文化
10. マルメロ・川魚・発酵食品・ジビエ・農産物など

５．２０％の売り上げ手数料をひいた金額での精算に同意すること。

　　１）半年間一度も精算されない場合は、商品の再審査を実施

６．毎月初に売り場メンテナンスを行うこと。

　　１）商品、販促物を整える。

　　２）賞味期限が三ヶ月未満となった食品は新しい商品と入れ替える。

７．上記６条件を満たした場合のみ、委託販売を行うことができる。

８．申込から販売に至るまで、以下に同意すること。

１）申し込みは随時、観光案内所で受け付ける。

２）選考会の日程は、相談の上決定する。

３）選考会では、具体的な売場作りを含めてプレゼンを行う。

４）選考委員の３／４名が認めた商品のみ取り扱う。

５）通過後「商品販売委託契約」を結び、販売を開始する。